

歯科保健指導及びフッ化物塗布について（お知らせ）

市では、児童口腔衛生事業として、歯科保健指導とフッ化物塗布を行います。

歯科保健指導は、正しい知識を元に歯と口の健康管理に努める子を育てることを目標に行います。また、フッ化物塗布は生えたばかりの歯をむし歯になりにくくする効果があり、乳歯から永久歯へ生え換わる時期に行うと効果が高いため、この機会をぜひご利用ください。

1 実施日 6月 25日（火）

2 歯科保健指導

1年生から3年生まで、全員実施します。

(1) 持ち物

忘れ物のないようにお願いします。

ア 1年生 歯ブラシ、手鏡、タオル（よだれかけのように巻けるもの）、洗濯バサミ

イ 2、3年生 1年生と同じもの、コップ、吐き出したつばや水を入れる容器（牛乳パックなど水もれしないもの）

(2) 注意事項

2、3年生が行う歯の汚れの赤染めは、乳糖やオレンジ由来成分を含んでいない液体の染め出し剤を使います。（染め出し剤は、服に付くと取れませんので、当日は万が一汚れても良い服装にしてください。）

3 フッ化物塗布申込みについて

希望者のみ申し込んでください。

(1) 手数料：300円

(2) 申し込み期限： 6月 21日（金）

(3) 申し込み方法

ア フッ化物塗布申込書兼領収書に学校名、学年、組、番号、児童名、保護者氏名を記入してください。

イ 手数料入金袋に手数料300円を入れ、封をしてください。

ウ 学校に提出するよう、お子さんに持たせてください。

(4) 注意事項

ア おつりの用意はありません。必ず、**300円ちょうど**になるように入れてください。

イ 就学援助を受けている方（申請中も含む）は、「手数料入金袋」に代金を入れずに提出してください。また、申請状況及び認定結果は、市教育委員会へ確認します。

ウ なお、就学援助に認定されなかった場合には、手数料入金袋を再配付いたしますので、代金を入れ、市が別に指定する日までに学校へ提出してください。

